

# 行政減量・効率化有識者会議ご説明資料

平成20年12月

総務省自治財政局公営企業課

# 旧公営企業金融公庫（平成20年10月1日廃止）の金利リスク

貸付期間は平均25年で固定金利貸付



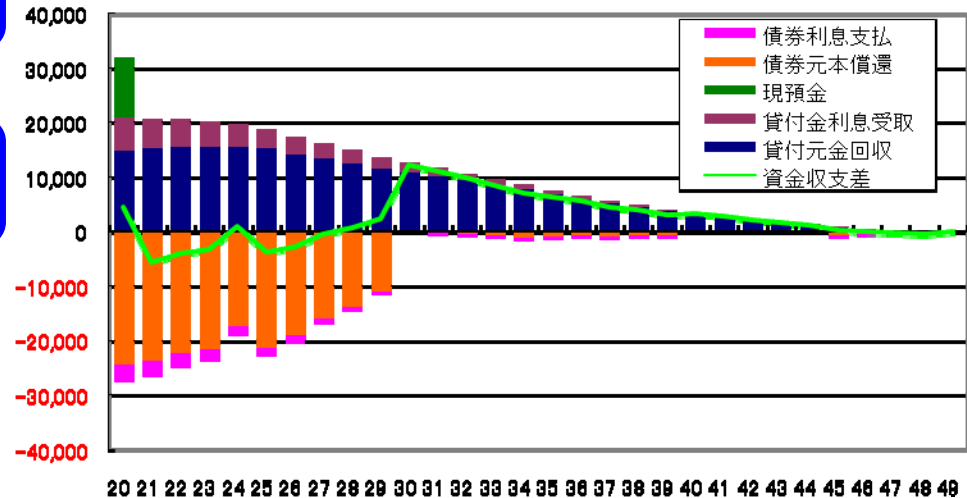
貸付原資は期間10年を中心とする政府保証債等で調達

貸付金の満期償還までに通常2回の債券借換えが必要



○借換時の金利リスクに備え、債券借換損失引当金を積立て(限度額1000分の125)

貸付金と公営企業債の償還予定額等（平成19年度末現在）



(参考) 平成19年度末

資産デュレーション 7.76年  
 負債デュレーション 4.79年  
 デュレーションギャップ 2.97年

※財政融資資金のデュレーションギャップの推移

- 1. 91年(平成12年度末)
- 0. 03年(平成18年度末)

(平成19年9月25日 財政投融資に関する基本問題検討会資料より)

## 地方公営企業等金融機構の公庫債権金利変動準備金について

- 管理勘定は、旧公庫の既往の貸付債権・発行債券を承継・管理
- 金利リスク(デュレーションギャップ:2.97年)に備える必要



- 地方公営企業等金融機構の公庫債権管理業務に関する省令(平成20年7月31日総務省令・財務省令第2号)により、
  - ・公庫債権金利変動準備金の積立限度率は、原則として1000分の125
  - ・積立限度率については、承継財産の状況を勘案して検討を加え、必要な見直し。

※なお、今後の検討に当たって、管理勘定は

- ①平成29年度までに一般勘定金利変動準備金への繰出し(2,200億円/年)を行う必要があること
  - ②準備金不足時における補てん措置がないこと
  - ③業務終了後は廃止されるものであること
  - ④廃止時に残余財産がある場合、当該財産は国に帰属するものであること
- 等に留意する必要があるものとする。

※ALMについては、今回の生活対策(平成20年10月30日発表)の財源として3,000億円の帰属が予定されていることを念頭におきつつ、経済・金融情勢、機構の安定的な経営の確保を十分勘案の上、取り組んでいく予定である。

## 生活対策における公庫債権金利変動準備金等の活用について

- 承継時の「必要な財政基盤」(3.4兆円相当)は確保
- 承継時に「必要な財政基盤」を上回る分(3,000億円)を  
国へ帰属の上、活用  
※地域活性化・生活対策臨時交付金(仮称) 6,000億円(うち3,000億円)

➤制度設計時における「必要な財政基盤」の想定 = 3.4兆円(見込み)

➤機構業務開始(H20.10)までの金利が想定を下回ったこと等  
による超過分 = 3,000億円余

- ・制度設計時の想定長期金利 H19 2.4% H20 2.9%
- ・実際の長期金利(平均) H19 1.6% H20上期1.6%

### 【参考】地方公営企業等金融機構法附則第14条

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。

## 生活対策(抄)

(平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)

### <第3の重点分野> 地方の底力の発揮

少子高齢化が急速に進行する一方で地方は疲弊し、都市部との格差は拡大している。窮状にある地方に手を差し伸べ、その「底力」が発揮できるよう、高速道路料金の大幅引下げや地域経済の活性化、強い農林水産業づくり、住宅投資・防災強化などを進めるとともに、地方公共団体の支援を行う。

#### 9. 地方公共団体支援策

◇地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。

##### <具体的施策>

- 道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る
- 地方自治体(一般会計)に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する
- 地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」(仮称)を交付する
- 景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる